

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の概要【平成 31 年度】

1 事業目的

有床診療所等の防火対策を推進するため、有床診療所等が実施するスプリンクラー等の整備に対して補助する。

2 事業の実施主体

有床診療所、病院及び有床助産所の開設者

3 補助対象施設

診療所、病院及び助産所のうち病床又は入所施設を有している棟
(平成 26 年 10 月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令等により新たに下記 4 の補助区分欄に掲げる消防用設備を整備する義務の生じたもの、又は設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備するもの)
※消防用設備等の設置義務の有無については、管轄する消防本部で確認を行うこと

4 補助内容

以下の補助区分ごとに基準額と対象経費の実支出額を比べて少ない方の額(千円未満の端数切り捨て)を合計した額を補助

補助区分		基準額	対象経費
スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む)	対象となる棟ごと	対象面積 1 m ² 当たり <u>17.5 千円</u>	左記の整備に要する工事費及び工事請負費 (設計その他工事に伴う事務に要する費用は補助対象外) ※新設のみが補助対象 (設置済み機器の更新は補助対象外)
自動火災報知設備	施設ごと	新設する場合 1 施設当たり <u>1,030 千円</u>	

5 提出期限

平成 31 年 4 月 9 日(火) 17 時 必着

6 スケジュール

- 平成 31 年 4 月 9 日(火)17 時迄
6 月以降(予定)
- ・兵庫県庁医務課へ事業計画書等を提出(必着)
 - ・内示(別途連絡、採択されない場合あり)
 - ・内示以降、契約事務開始、工事着工(内示前着手不可)
 - ・兵庫県庁医務課へ交付申請書提出(別途連絡)
 - ・補助金交付決定

※ 翌年(2020 年)3 月 31 日までに必ず工事完了のこと(消防用設備等検査済証の発行日が 3 月末日までであること)

※ 工事完了後 30 日以内又は平成 32 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を兵庫県庁医務課へ提出、審査後に補助金を精算払(補助金の支払いは 5 月中下旬予定)

7 その他留意事項

関係法令等を遵守すること

【関係通知等】

- (1) 医療施設等施設整備費補助金交付要綱
- (2) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の Q & A 集
- (3) 医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業)の補助対象における賃貸借等における取扱について

◎兵庫県庁医務課 医療指導班
TEL:078-341-7711(内線 3227)
HP:「兵庫県 医療施設 スプリンクラー」で検索